この約款は令和4年7月1日から適用します

(定義・適用)

第1条 この約款は株式会社ネクスコ東日本エリアトラクト(以下「当社」という。)が東日本高速道路株式会社(以下「道路会社」という。)から賃貸借している道路会社が管理するサービスエリア・パーキングエリアに存する営業用建物内で、当社が広告事業として運営する広告媒体等に掲出、配布等(以下「掲出」という。)する各種広告(プロモーションを含む。以下「広告」という。)について適用します。

(同意)

第2条 広告の掲出を希望する広告代理店・広告主(以下「広告主」という。)は、この広告掲出約款及び同 約款に基づいて定められた規定等を承認し、且つ、これに同意したものとします。

(約款の変更)

第3条 この約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

(責任の所在)

第4条 当社の媒体に掲出する広告についての一切の責任は、広告主が負うものとします。

(広告の種類・媒体使用料等)

第5条 掲出にあたっての条件等は、当約款の他、ポータルサイトドラぷら記載の「有料広告ガイド」等にて 別途定めます。

(広告掲出の可否)

- 第6条 掲出を希望する広告は、事前に当社が掲出の内容を審査し、掲出可否の決定をしますが、当社はその 理由について広告主に開示する義務は負いません。
- 2 広告の内容を審査するために申込時に広告の現物ないしラフデザイン、当社が求める資料を提出していただきます。
- 3 契約期間中に図案等掲出内容の変更を行う場合は、すみやかに「広告意匠変更申込書」を提出していただきます。変更した意匠についても掲出可否の審査を行います。

(掲出できない事項)

- 第7条 広告が、次の各号に該当するもの、また、そのおそれがあるものについては掲出できません。
 - 一 高速道路等事業及びエリア事業に支障および不利益を及ぼすもの
 - 二 関係諸法規等法令に違反するもの
 - 三 他人の肖像、知的財産など許可が必要なものを無断で使用しているもの
 - 四 各業界が定めている公正競争規約や自主規制などに違反しているもの
 - 五 広告の責任の所在(問合せ先等)、実態、内容が不明確なもの
 - 六 虚偽、誇大な表現にあたるもの
 - 七 射幸心を過度にあおるもの
 - 八 残虐、醜悪、その他表現によりお客さまに不快感や恐怖を与えるもの
 - 九 犯罪や暴力を肯定、助長、美化し、社会秩序をみだすもの
 - 十 青少年の健全な育成を妨げるもの
 - 十一 誹謗中傷、名誉毀損など基本的人権を損なうもの
 - 十二 人種、民族、出身地、性別、身体的特徴、職業、思想信条などで不当に差別するもの
 - 十三 性表現やセクシャルハラスメントにあたるもの
 - 十四 特定の政治・思想、宗教勧誘などに関するもの
 - 十五 係争中の問題について、一方的な主張の表明にあたるもの
 - 十六 公共空間の品位や美観を損ない、且つ休憩を目的とする建物に掲出するに相応しくないもの
 - 十七 当該エリアのテナントの営業活動の妨げとなるもの
 - 十八 その他、当社及び道路会社が不適当と判断するもの

(掲出物の設置・撤去)

第8条 広告の掲出、メンテナンス及び撤去は、原則として当社にて行い、設備の美観、保守に努め、定期的 に点検整備、清掃を実施いたします。

但し、フロアステッカーに関する掲出及び撤去の作業は、広告主にて行っていただきます。

(屋内外プロモーションの取り扱い)

- 第9条 プロモーションの実施内容が第7条に定める他、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可できません。
 - 一 お客さまの休憩施設の利用、休憩を妨げる行為
 - 二 実施指定場所を超えた範囲での行動

(掲出承諾の取り消し)

- 第10条 当社は、次の各号に該当する場合は、掲出承諾を取り消すことができます。
 - 一 当社の業務上の支障が生じたとき
 - 二 法令等により広告の掲出が禁止されたとき
 - 三 広告主が承諾の条件及び事前の承認内容と異なる広告の掲出をしたとき
 - 四 広告主が定めた期日までに広告料金等の支払いの手続きをしないとき
 - 五 広告主がこの約款に定める義務を履行しないとき
 - 六 掲出にあたり、お客さまに迷惑がかかるなどの支障が生じ、またはその恐れがあると当社が判断した とき
 - 七 広告主がこの約款に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき
 - 八 広告主(広告主が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。) が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(広告主が個人である場合にはその者を、広告主が法人である場合にはその役員またはその 支店若しくは締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当 な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下こ の号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以下この号において同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的ある いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - へ 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいず れかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 広告主がイからホまでのいずれかに該当する者を下請契約または資材、原材料の購入契約その他の 契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、当社が広告主に対して当該契約の 解除を求め、広告主がこれに従わなかったとき。
 - 九 その他当社が必要と認めたとき

(掲出の延長)

- 第11条 当社は、次の各号に該当する場合は、その掲出できなかった期間に相当する日数について掲出期間 を延長することがあります。この場合、1日の途中で掲出ができなくなった場合についても1日と計算し 掲出期間を延長いたします。
 - 一 当社の業務上の都合による場合
 - 二 設備の欠陥等、当社の責に帰すべき事由により当該損害が生じた場合
 - 三 天災事変その他やむを得ない事由により掲出が一時不能となった場合

(使用料等の支払)

- 第12条 広告媒体使用料等(電気料金を含む。以下「使用料」という。)については、掲出完了月の翌月末 払いとします。なお、広告主指定の支払方法等がある場合はご相談に応じます。
- 2 貴社は当社の発行する請求書により使用料を支払うものとします。

3 使用料等の振込みに当たっての手数料は広告主にて負担していただきます。

(使用料の改定について)

第13条 当社は、使用料について、公租公課の増額、物価高騰による改定事由が生じた場合、その増額分を 広告主に請求することができることとします。

(使用料の払い戻し)

- 第14条 当社は、第10条第一号、第二号の広告又は第11条で掲出期間の延長ができないものは、残余の期間について、既収の使用料の払い戻しをいたします。この場合、当該掲出日数が1掲出単位に満たないとき又は当該日数に1単位を超えて1単位未満の端数が生じたとき、その端数について日割り計算とします。また、1日の途中で掲出ができなくなった場合についても1日と計算し払い戻しいたします。なお、払い戻し等により発生する手数料は、広告主の負担とします。
- 2 当社は前号以外の既収の払い戻しは致しません。

(解約金)

- 第15条 広告掲出承諾書の発行後に解約の申し出があった場合の使用料は以下の通りになります。
 - 一 1日でも掲出実績があった場合は、1契約単位分の広告使用料を請求いたします。
 - 二 掲出開始日の3日前までに申し出があった場合は広告掲出承諾書の取り消しとして受け付け、広告使用料の請求いたしません。
 - 三 掲出開始日の2日前及び前日に申し出があった場合は1契約単位分の広告使用料を請求いたします。

(延滞金)

- 第16条 広告主が使用料を指定する期日までに納入しないときは、当社はその翌日から起算して、当該料金 を納入した日までの日数に応じ、年14.6%の遅延金を徴収することができるものとします。
- 2 当社の責めに帰すべき事由又はその他のやむを得ない事由があると認めた場合は、前項の延滞金は徴収いたしません。

(権利義務の譲渡の禁止)

第17条 広告主は、「掲出承諾書」にて掲出許可を受けた広告媒体を第三者に使用させることは一切できません。

(秘密保持)

第18条 当社と広告主は、この約款に基づく広告の掲出に関し知り得た相手方の機密事項について、相手方の同意なく第三者に開示又は漏えいしてはならないものとします。

(損害賠償等)

- 第19条 当社は、掲出中に生じた広告物の汚損、損傷、減失等による損害については、故意又は重大な過失による場合のほか、その責めを負いません。
- 2 広告主は、掲示物により当社または第三者及び物品等に被害を与えた場合は、すべて広告主の責任において処理し、その損害を負担していただきます。
- 3 当社は、第10条により承諾を取消した場合、取り消しによる損害については、その責めを負いません。

以上